

「中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例」の改正案に盛り込むべき主な事項についてのパブリック・コメント手続の実施結果について

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の改正案に盛り込むべき主な事項について、パブリック・コメント手続を実施したので、その結果及び改正内容を報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

（1）意見募集期間

令和7年3月21日から令和7年4月11日まで

（2）提出された意見

なし

（3）改正案に盛り込むべき主な事項からの変更点

なし

2 条例及び施行規則の改正内容

「除外規定」及び「バリアフリーに配慮した住戸の設置を義務化」の改正内容は条例改正、「緩和規定の改正」については中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則改正（以下「施行規則」という。）にて規定を整備する。

・除外規定の改正内容

除外規定は、「高齢者が円滑に入居できるように配慮した特定集合住宅」については引続き適用するものとし、「高齢者若しくは障害者の居住に必要な配慮をした特定集合住宅」については適用しない。

・バリアフリーに配慮した住戸の設置を義務化の改正内容

高齢者若しくは障害者の居住に配慮した集合住宅供給のため、バリアフリーに配慮した住戸の設置を新たに義務化する。

・緩和規定の改正内容

緩和基準を「太陽光発電設備の設置かつ敷地緑化率30%以上確保」に改める。